

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（身体障がい者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	久喜市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5： 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（身体障がい者）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久喜市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月28日条例第39号） 別表第1第4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（身体障がい者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号） 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。	・この告示は、（訪問して居宅において入浴サービスを提供する久喜市訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、（身体障がい者）の（身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第39号)・久喜市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第48号) ・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第7条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	訪問入浴サービス事業の利用登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第 6 条第 1 号 ・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号f	・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第6条第2号 ・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第9条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	訪問入浴サービス事業の利用者負担上限月額の決定の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号d	久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第9条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号l	久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第9条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ㄻ	久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年3月23日告示第98号）第9条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき給付を受ける者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2022年03月02日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	自立支援給付の支給・地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B9%85%E5%96%9C%E5%B8%82&ev_name=%E8%87%AA%E7%AB%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E7%B5%A6%E4%BB%98%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%83%BB%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AE%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=21&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=21&count=20